

## 平成27年第7回関川村議会定例会会議録（第2号）

### ○議事日程

平成27年12月16日（水曜日） 午後3時 開会

- 第 1 議案第65号 関川村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について
  - 第 2 議案第66号 関川村税条例の一部を改正する条例
  - 第 3 議案第67号 関川村入湯税条例の一部を改正する条例
  - 第 4 議案第68号 関川村介護保険条例の一部を改正する条例
  - 第 5 議案第69号 関川村村営住宅管理運営条例の一部を改正する条例
  - 第 6 議案第70号 関川村消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例
  - 第 7 議案第72号 平成27年度関川村一般会計補正予算（第6号）
  - 第 8 議案第73号 平成27年度関川村国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
  - 第 9 議案第74号 平成27年度関川村公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
  - 第10 陳情第 3号 外国人の扶養控除制度の見直しを求める意見書の採択を求める陳情
  - 第11 議員派遣
  - 第12 委員会の閉会中の継続審査の件
- 

### ○本日の会議に付した事件

- 第 1 議案第65号 関川村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について
- 第 2 議案第66号 関川村税条例の一部を改正する条例
- 第 3 議案第67号 関川村入湯税条例の一部を改正する条例
- 第 4 議案第68号 関川村介護保険条例の一部を改正する条例
- 第 5 議案第69号 関川村村営住宅管理運営条例の一部を改正する条例
- 第 6 議案第70号 関川村消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例
- 第 7 議案第72号 平成27年度関川村一般会計補正予算（第6号）
- 第 8 議案第73号 平成27年度関川村国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 第 9 議案第74号 平成27年度関川村公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）

第10 陳情第 3号 外国人の扶養控除制度の見直しを求める意見書の採択を求める陳情

追加日程第1 発委案第12号 外国人の扶養控除制度の見直しを求める意見書の提出について

第11 議員派遣

第12 委員会の閉会中の継続審査の件

---

○出席議員（10名）

1番	近	良	平	君	2番	伊	藤	敏	哉	君		
3番	小	澤	仁	君	4番	加	藤	和	泰	君		
5番	鈴	木	万	寿	夫	君	6番	高	橋	忠	夫	君
7番	高	橋	正	之	君	8番	菅	原	修	君		
9番	伝	信	男	君	10番	平	田	広	君			

---

○欠席議員（なし）

---

○地方自治法第121条の規定により出席した者

村	長	平	田	大	六	君				
副	村	長	佐	藤	忠	良	君			
教	育	長	佐	藤	修	一	君			
総	務	課	長	伊	藤	保	史	君		
税	務	会	計	課	長	井	上	広	栄	君
住	民	福	祉	課	長	中	束	正	子	君
農	林	観	光	課	長	伊	藤	隆	君	
建	設	環	境	課	長	高	橋	賢	吉	君
教	育	課	長	稲	家	誠	君			
総	務	課	参	事	加	藤	善	彦	君	

---

○事務局職員出席者

事	務	局	長	佐	藤	充	代
主	任	石	山	洋	介		

午後 3時00分 開 議

○議長（近 良平君） ただいまの出席議員は10名であります。定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

議事進行によりしくご協力をお願いいたします。

---

日程第1、議案第65号 関川村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について

日程第2、議案第66号 関川村税条例の一部を改正する条例

日程第3、議案第67号 関川村入湯税条例の一部を改正する条例

日程第4、議案第68号 関川村介護保険条例の一部を改正する条例

日程第5、議案第69号 関川村村営住宅管理運営条例の一部を改正する条例

日程第6、議案第70号 関川村消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例

日程第7、議案第72号 平成27年度関川村一般会計補正予算（第6号）

日程第8、議案第73号 平成27年度関川村国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）

日程第9、議案第74号 平成27年度関川村公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（近 良平君） 日程第1、議案第65号 関川村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定についてから日程第9、議案第74号 平成27年度関川村公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）まで、以上9件を一括議題といたします。

本案について、委員長の報告を求めます。

初めに、総務厚生常任委員長、伝 信男さん。

○総務厚生常任委員長（伝 信男君） 総務厚生常任委員会審査報告書による報告があった。

○議長（近 良平君） 委員長報告に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） 質疑なしと認めます。委員長、ご苦労さまでした。

次に、産業建設常任委員長、菅原 修さん。

○産業建設常任委員長（菅原 修君） 産業建設常任委員会審査報告書による報告があった。

○議長（近 良平君） 委員長報告に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） 質疑なしと認めます。委員長、ご苦労さまでした。

これより討論、採決に入ります。

初めに、議案第65号 関川村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について討論を許します。討論はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） 討論なしと認めます。

これより議案第65号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第65号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第66号 関川村税条例の一部を改正する条例について討論を許します。討論はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） 討論なしと認めます。

これより議案第66号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第66号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第67号 関川村入湯税条例の一部を改正する条例について討論を許します。討論はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） 討論なしと認めます。

これより議案第67号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第67号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第68号 関川村介護保険条例の一部を改正する条例について討論を許します。討論はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(近 良平君) 討論なしと認めます。

これより議案第68号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(近 良平君) ご異議なしと認めます。

したがって、議案第68号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第69号 関川村村営住宅管理運営条例の一部を改正する条例について討論を許します。討論はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(近 良平君) 討論なしと認めます。

これより議案第69号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(近 良平君) ご異議なしと認めます。

したがって、議案第69号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第70号 関川村消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について討論を許します。討論はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(近 良平君) 討論なしと認めます。

これより議案第70号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(近 良平君) ご異議なしと認めます。

したがって、議案第70号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第72号 平成27年度関川村一般会計補正予算(第6号)について討論を許します。討

論はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(近 良平君) 討論なしと認めます。

これより議案第72号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(近 良平君) ご異議なしと認めます。

したがって、議案第72号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第73号 平成27年度関川村国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)について討論を許します。討論はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(近 良平君) 討論なしと認めます。

これより議案第73号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(近 良平君) ご異議なしと認めます。

したがって、議案第73号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第74号 平成27年度関川村公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)について討論を許します。討論はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(近 良平君) 討論なしと認めます。

これより議案第74号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(近 良平君) ご異議なしと認めます。

したがって、議案第74号は委員長報告のとおり可決されました。

---

日程第10、陳情第3号 外国人の扶養控除制度の見直しを求める意見書の採択を求める陳情

○議長(近 良平君) 日程第10、陳情第3号 外国人の扶養控除制度の見直しを求める意見書の採

択を求める陳情を議題といたします。

本件について、委員長の報告を求めます。

総務厚生常任委員長、伝 信男さん。

○総務厚生常任委員長（伝 信男君） 総務厚生常任委員会審査報告書による報告があった。

○議長（近 良平君） 委員長報告に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） 質疑なしと認めます。委員長、ご苦労さまでした。

これより討論、採決に入ります。

陳情第3号について討論を許します。討論はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） 討論なしと認めます。

これより陳情第3号を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

陳情第3号に対する委員長の報告は採択です。

お諮りいたします。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（近 良平君） 起立多数です。

したがって、陳情第3号は委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。

しばらく休憩します。

午後 3時16分 休 憩

---

午後 3時17分 再 開

○議長（近 良平君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

---

追加日程第1、発委案第12号 外国人の扶養控除制度の見直しを求める意見書の提出について

○議長（近 良平君） 追加日程第1、発委案第12号 外国人の扶養控除制度の見直しを求める意見書の提出についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

提出者、総務厚生常任委員長、伝 信男さん。

○総務厚生常任委員長（伝 信男君） 提案者、総務厚生常任委員会委員長による説明があった。

○議長（近 良平君） これより提出者に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） 質疑なしと認めます。提出者、ご苦労さまでした。

これより討論、採決に入ります。

発委案第12号の討論を許します。討論はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） 討論なしと認めます。

これより発委案第12号を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

本案を原案のとおり決するに賛成の方の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（近 良平君） 起立多数です。

したがって、発委案第12号は原案のとおり可決されました。関係機関に送付することにいたします。

---

#### 日程第11、議員派遣

○議長（近 良平君） 日程第11、議員派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。会議規則第129条の規定により、お手元に配付しました内容で議員を派遣することにしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） ご異議なしと認めます。したがって、日程第11、議員派遣については、お手元に配付のとおり議員を派遣することに決定いたしました。

---

#### 日程第12、委員会の閉会中の継続審査の件

○議長（近 良平君） 日程第12、委員会の閉会中の継続審査の件を議題といたします。

各常任委員長及び議会運営委員長並びに広報対策特別委員長から、会議規則第75条の規定により閉会中もお審査及び調査を継続したい旨の申し出がありました。

お諮りいたします。各常任委員長及び議会運営委員長並びに広報対策特別委員長の申し出のとおり許可することにいたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） ご異議なしと認めます。

したがって、各常任委員長及び議会運営委員長並びに広報対策特別委員長からの申し出のとおり許可することに決定いたしました。

---



○議長（近 良平君） 以上で本定例会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

本日の会議はこれで閉じます。

これをもって第7回関川村議会定例会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

午後 3時21分 閉 会

地方自治法第123号第2項の規定によりここに署名する。

平成27年12月16日

関川村議会議長

議 員

議 員